

議 事 録

会 議 名	令和2年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年5月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 3番 中村基寛 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 合計5名		
欠席委員	2番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 相田孝 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第5回定例総会を開会いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されていますので、総会が成立する必要最小人数での開催となります。</p> <p>農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事録署名人に、3番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。</p> <p>初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号23号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号23号を朗読)</p> <p>(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は携帯電話の無線基地局設置に伴う仮設工事用地であり、電柱等の資材を一時的に置くもので、一時転用になります。農地復元計画書も提出されており、プラスチック板を敷くことで養生を施し、施工後は農地に復元する予定です。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地のため第1種農地となります。許可の基準としては原則許可しませんが、仮設工作物の一時的な設置で必要性が認められる場合は例外的に許可することが出来ます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：先日現地調査に行ってきました。申請地は第1種農地で無線基地局を設置するために、仮設工事用地として使用する予定です。1週間程度で農地に復元し、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号23号について、</p>		

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号23号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第2非農地証明願について、議案番号24号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号24号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地3筆です。申請地は平成4年頃に目久尻川拡幅により神奈川県より払い下げされた土地であり、現在の場所に自宅を移築したものです。そのうち3筆が登記地目が畑になっていたため申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、宮山駅から500m以内にあるため第2種農地になります。本案件は、公共事業が原因となっていることや、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。申請地は家屋敷になっています。昭和の時代に目久尻川が蛇行しているのを現在のように直線になるよう工事しましたが、その際家を移転したものです。他の農地に影響もありませんのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号24号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第3、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号28号から30号の3件、日程第4、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号31号から32号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり3件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和2年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和2年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、令和2年6月25日、承認・署名を得て確定しました。